

## 別紙 お客様個人情報の電力広域的運営推進機関等との共同利用について

弊社は、お客様個人情報の電力広域的運営推進機関との共同利用について以下の方針で取扱いいたします。

### 1. 共同利用する者の範囲

弊社は以下の者との間でお客様個人情報を共同で利用することがあります。なお、弊社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般電気事業者との間でお客様個人情報を共同利用するものではありません。

#### (1) 電力広域的運営推進機関

#### (2) 小売電気事業者

小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページ

（[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/retailers\\_list/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)）

に掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

#### (3) 一般電気事業者

一般電気事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

### 2. 共同利用の目的

- (1) 託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- (2) 小売供給契約又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次<sup>※1</sup>のため
- (3) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- (4) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため

※1 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

### 3. 共同利用する情報項目と管理責任者

#### (1) 基本情報

- ・ 情報項目

氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号

- ・ 管理責任者

小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般電気事業者

#### (2) 供給（受電）地点に関する情報

- ・ 情報項目

託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

- ・ 管理責任者

供給（受電）地点を供給区域とする一般電気事業者